

更新日	2018年6月2日
更新者	阪井
確認者	川村/森山

特定非営利活動法人 日本プロフェッショナルエンジニア協会 定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本プロフェッショナルエンジニア協会といい、略称をNPO法人日本PE協会という。英文名は、The Japan Society of Professional Engineers といい、その略称をJSPEという。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的および事業

【目的】

第3条 この法人は、国際的な専門技術と高度の倫理基準をもって、不特定かつ多数の個人と団体に対して、技術教育等を行い、公共の安全・健康・福祉への貢献意識を啓蒙かつ促進することを目的とする。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) 保健・医療または福祉の増進を図る活動。
- (4) 環境の保全を図る活動。
- (5) 前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、つぎの特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 技術、倫理等に係る研修、教育事業。
- (2) 必要な調査研究、情報収集および提供する事業。
- (3) 機関誌および出版物の発行。

第3章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、つぎの3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
 - 一般正会員：この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人。
 - PE正会員：この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する者であって、PE (Professional Engineer) 資格を有する個人。
- (2) 準会員
 - この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を支援する個人。
- (3) 賛助会員
 - この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体。

【入会】

- 第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、理事会に諮り、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
 - 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【入会金および会費】

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

【会員の資格の喪失】

- 第9条 会員がつぎの各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

【除名】

- 第11条 会員がつぎの各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、総会の議決をもって、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出金品の不返還】

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員 および 職員

【種別および定数】

- 第13条 この法人につぎの役員を置く。
- (1) 理事 6人以上 20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

【選任等】

- 第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 会長および副会長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない
 - 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

【職務】

- 第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位によりその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、つぎに掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

【任期等】

第 16 条 役員任期は、就任後2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結する迄、任期を伸長することができる。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【欠員補充】

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

【解任】

第 18 条 役員がつぎの各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 会員資格を喪失したとき。

【報酬等】

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

【事務局および職員】

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

【種別】

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

【構成】

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

【機能】

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

【開催】

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、つぎの各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

【招集】

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

【議長】

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

【議決】

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

【表決権等】

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

【議事録】

第30条 総会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所。

- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

【開催】

第33条 理事会は、つぎの各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

【招集】

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号および第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

【議長】

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

【議決】

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【表決権等】

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第 38 条 理事会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

【資産の構成】

第 39 条 この法人の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

【資産の区分】

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

【資産の管理】

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

【会計の原則】

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

【会計の区分】

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

【事業計画および予算】

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

【暫定予算】

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【予備費の設定および使用】

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

【予算の追加および更正】

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

【事業報告および決算】

- 第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

【事業年度】

- 第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

【臨機の措置】

- 第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

【定款の変更】

- 第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

【解散】

- 第 52 条 この法人は、つぎに掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

【残余財産の帰属】

- 第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

【合併】

- 第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

【公告の方法】

定款第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。但し、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトあるいは内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

【細則】

第 56 条 この定款の施行について、必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則（注：設立初年度にかかる規定）

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、つぎに掲げる者とする。

理事(会長) 土屋 秀雄	理事(副会長) 竹政 一夫	理事(副会長) 内田 宏
理事 糸原 志津夫	理事 上田 昌哉	理事 岡崎 眞澄
理事 高柳 武平	理事 田崎 稔	理事 日野 隆
理事 廣瀬 仁志	理事 横山 高志	
監事 佐々 孝光	監事 小野崎 正樹	
3. この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規程にかかわらず、成立の日から 2001 年の最初の通常総会の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規程にかかわらず、成立の皮下から 2001 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規程にかかわらず年につぎに掲げる額とする。
 - (1) 正会員は、以下の通りとする。
入会金 3,000 円会費 12,000 円
 - (2) 準会員は、以下の通りとする。
入会金 3,000 円会費 6,000 円
但し、EIT(Engineer In Training)を取得するものは、会費を 9,000 円とする。
また、学生は、会費を 3,000 円とし、入会金を免除する。
 - (3) 賛助会員は、以下の通りとする。
入会金（無し）会費 一口 5 万円
但し、一口以上任意の口数とする。

【定款の制定、改訂経緯】

年月	内容
2000年9月 制定	東京都にNPOとして認証される。定款が制定される。
2008年12月 改正	次の条文改正を申請。東京都に承認される。(詳細を添付) 第7条 会員入会手続き 第16条 役員任期 第18条 役員解任手続き
2018年6月 改正	NPO法改正(第28条の2項追加)に対応し、第55条に貸借対照表公告方法を追記した。

2008年12月 定款改正の説明

→ 従前の定款は2001年当時、内閣府が例示していたサンプル定款をなぞって制定したものであるが、○会員の入会基準を会長が恣意的に決めかねないこと ○役員任期が年度末(3月31日)までであるのに対し、新役員選任は通常6月の総会であるため、この間規定上は役員が空白となる欠陥があった。これらが広く認識されるようになったため、該当条文を改正したものである。

現在の定款	定款改定事項
<p>第3章 会員</p> <p>【入会】</p> <p>第7条 会員として入会しようとする者はその旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。</p> <p>2 会長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。</p>	<p>第3章 会員</p> <p>【入会】</p> <p>第7条 会員として入会しようとする者はその旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。</p> <p>2 会長は、<u>理事会に諮り</u>、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。</p>
<p>第4章 役員および職員</p> <p>【任期等】</p> <p>第16条 役員の任期は、就任後2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p>	<p>第4章 役員および職員</p> <p>【任期等】</p> <p>第16条 役員の任期は、就任後2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 <u>前号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、任期を伸長することができる。</u></p> <p>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p>
<p>【解任】</p> <p>第18条 役員がつぎの各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p>	<p>【解任】</p> <p>第18条 役員がつぎの各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(3) <u>会員資格を喪失したとき。</u></p>